

平成21年5月13日 開 会

平成21年5月13日 閉 会

平成21年第1回 山県市議会臨時会会議録

山 県 市 議 会

目 次

5月13日（水曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○欠席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開 会（午前10時00分）	4
○日程第1 会議録署名議員の指名について	4
○日程第2 会期の決定について	4
○日程第3 承第3号から日程第5 議第40号まで	4
平野市長提案説明	5
松影市民環境部長詳細説明	7
恩田教育委員会事務局長詳細説明	11
○日程第6 質 疑（承第3号から議第40号まで）	12
12番 寺町知正議員質疑	12
松影市民環境部長答弁	13
平野市長答弁	13
12番 寺町知正議員質疑	13
松影市民環境部長答弁	14
嶋井副市長答弁	14
12番 寺町知正議員質疑	14
平野市長答弁	14
12番 寺町知正議員質疑	14
恩田教育委員会事務局長答弁	15
林総務部長答弁	15
12番 寺町知正議員質疑	16
恩田教育委員会事務局長答弁	16
林総務部長答弁	17

12番 寺町知正議員質疑	17
林総務部長答弁	18
12番 寺町知正議員質疑	18
林総務部長答弁	19
14番 小森英明議員質疑	19
林総務部長答弁	19
14番 小森英明議員質疑	19
林総務部長答弁	19
2番 石上 真議員質疑	20
林総務部長答弁	20
○日程第7 討 論 (承第3号から議第40号まで)	20
○日程第8 採 決 (承第3号から議第40号まで)	21
○休 憩 (午前11時01分)	21
○再 開 (午前11時15分)	21
○追加日程 議長の辞職について	21
○追加日程 議長の選挙について	22
○追加日程 副議長の選挙について	24
○日程第9 常任委員会委員の選任について	26
○休 憩 (午前11時40分)	26
○再 開 (午前11時55分)	26
○休 憩 (午前11時57分)	27
○再 開 (午後1時00分)	27
恩田教育委員会事務局長答弁	27
12番 寺町知正議員質疑	27
恩田教育委員会事務局長答弁	27
12番 寺町知正議員質疑	28
恩田教育委員会事務局長答弁	28
○日程第10 議会運営委員会委員の選任について	28
○休 憩 (午後1時06分)	29
○再 開 (午後1時14分)	29
○日程第11 特別委員会委員の選任について	29
○休 憩 (午後1時17分)	29

○再開（午後 1 時32分）	30
○休憩（午後 1 時33分）	30
○再開（午後 1 時34分）	30
○追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について	30
○追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について	31
○休憩（午後 1 時45分）	32
○再開（午後 1 時46分）	32
○追加日程 議第41号 山県市監査委員の選任同意について	32
平野市長提案説明	33
○閉会（午後 1 時53分）	34
○会議録署名者	34

平成21年5月13日

山県市議会臨時会会議録

(第 1 号)

平成21年第1回

山 県 市 議 会 臨 時 会 議 録

第1号 5月13日(水曜日)

○議事日程 第1号 平成21年5月13日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

日程第5 議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について

日程第6 質 疑

承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について

日程第7 討 論

承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について

日程第8 採 決

承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について

議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について

日程第9 常任委員会委員の選任について

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

日程第11 特別委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第4 議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
- 日程第5 議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について
- 日程第6 質 疑
承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について
- 日程第7 討 論
承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について
- 日程第8 採 決
承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について
議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について
- 日程第9 常任委員会委員の選任について
- 日程第10 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第11 特別委員会委員の選任について
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙について
- 追加日程 副議長の選挙について
- 追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の辞職について
- 追加日程 岐北衛生施設利用組合議員の選挙について
- 追加日程 議第41号 山県市監査委員の選任同意について

○出席議員（16名）

1番 上野欣也君 2番 石神真君

3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	総務部次長	城戸脇研一君

○欠席した者の職氏名

消防長 土井誠司君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開会

○議長（藤根圓六君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第1回山県市議会臨時会を開会いたします。

続きまして、今回、東海市議会議長会から、久保田 均議員が議員として15年以上務められたことによりまして表彰を受けられましたので、その表彰状の伝達を行いたいと思います。御了承をお願いいたします。

久保田 均議員、演壇の前までお進み願います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

○議長（藤根圓六君） 受賞されました久保田議員、本当におめでとうございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（藤根圓六君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議規則第81条の規定により、議長において、2番 石神 真君、6番 宮田軍作君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（藤根圓六君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 承第3号から日程第5 議第40号まで

○議長（藤根圓六君） 日程第3、承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、日程第4、議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、日程第5、議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年第1回臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御出席賜りましてまことにありがとうございます。

先ほどは、久保田 均議員におかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力されました功勞により、東海市議会議長会から表彰を受けられました。まことにおめでとございました。心からお祝いを申し上げる次第でございます。

また、3月20日には鳥羽川サイクリングロード開通記念式典を、3月29日には山県市消防団の入退団式及び美山中学校体育館の竣工式をとり行いましたところ、議員各位には、大変お忙しい中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、新緑の香りがすがすがしい季節となりましたが、ことしのゴールデンウィークにつきましては、ETCによる休日の高速道路利用料金が1,000円となったことによりまして、各地の高速道路が大変込み合ったようでございます。景気対策効果の一端が垣間見られたと、そういった感じを持ったところでございます。我が国の景気回復につきましては、まだまだ厳しい状況にあるものと認識いたしておる次第でございます。

国におかれましては、平成21年度補正予算（第1号）を審議中でございます。経済危機対策関係経費として約15兆円を計上され、地方における事業にも多くのメニューが用意されているようでございます。

国において、この補正予算等が成立いたしましたら、本市におきましても、これらを積極的に活用するため、議員の皆様には予算の補正をお願いし、後年度に予定しております公共施設の耐震化事業等の前倒しを行うなど、必要な事業を進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

また、国の平成20年度補正予算（第2号）にございました定額給付金及び子育て応援特別手当につきましては、3月19日から受け付けを開始しており、5月12日現在、対象は約1万700世帯及び個人、総額約4億7,100万円でございますが、給付状況につきましては、件数で申し上げますと約8,200件、給付率は約76.6%でございますし、金額で申し上げますと約3億8,500万円、給付率は約81.7%でございますので、おおむね順調に推移しているものと考えておる次第でございます。

なお、本給付金等の申請の締め切りは本年9月24日となっておりますので、申請をお忘れの場合も考えられますので、今後とも周知等を図ってまいりたいと考えておる次第でございます。

一方、4月下旬に新型インフルエンザが発生し、本市におきましても、世界保健機関

(WHO) が警戒水準をフェーズ5に引き上げられた4月30日に新型インフルエンザ対策本部を設置したところでございます。これ以後、本市におきまして相談窓口を開設し、ゴールデンウィーク中は健康課職員2名を常駐させ、対応したところでございます。今後とも、県や関係機関との連携を図りながら、万全の対応をしてまいりたいと考えておる次第でございます。

さて、本日提案いたしております議案は、専決処分案件1件、人事案件1件、その他の案件1件の計3案件でございます。ただいま上程されました3件の議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、山県市税条例及び山県市税条例の一部を改正する条例につきましても一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本案件の改正内容につきましては、後ほど市民環境部長から御説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意につきましては、7名の委員のうち3名の方が辞任をされましたので、新たに田上 隆氏、浅野哲夫氏と遠藤 忠氏の3名を選任することにつきまして、議会の同意を求めるものでございます。

任期は、前任者の残任期間である平成23年6月5日まででございます。なお、同委員は、高富財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、山県市の議会議員の被選挙権を有する者の中から選任することとなっております。

田上 隆氏は山県市高富829番地6、浅野哲夫氏は山県市高富368番地7、遠藤 忠氏は山県市高富1361番地にそれぞれお住まいで、現在、蛍ヶ丘自治会長、石田町自治会長、栄町自治会長として御活躍をいただいております、いずれも適任者でございます。

次に、議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結につきましては、平成22年4月1日の美山小学校の開校に向け、現在の西武芸小学校校舎の整備を行うものでございます。

入札方法によりましては指名競争入札とし、4月28日に12社の参加により入札を執行しました結果、最低価格入札者である株式会社野田建設と契約金額2億265万円で契約を締結しようとするものでございます。予定価格は2億2,890万円でございましたので、請負率は82.9%、落札率は88.5%でございます。

工事契約の予定価格が1億5,000万円以上でございましたので、地方自治法第96条第1

項第5号及び山縣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

本案件の工事内容につきましては、後ほど教育委員会事務局長から御説明を申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして十分御審議を賜りまして、適切な決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 御苦勞さまでした。

それでは、所管の部長に、承第3号 山縣市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての説明をお願いいたします。

松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） それでは、補足説明をさせていただきます。承第3号 山縣市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明申し上げます。

主な内容といたしましては、個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除が創設されたことに伴い、関係条文の追加や適用区分の見直しなどをするものでございます。

また、上場株式の配当、譲渡益に対する軽減措置の延長や、公的年金における個人の市民税の特別徴収につき、課税所得の加算方法など所要の整備を行うものです。

さらに、固定資産税につきましては、長期優良住宅普及促進法に係る新築住宅の軽減措置が創設されたこと。また、平成21年度評価がえに伴い、現行の宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、平成21年度以降の基準年度以降の措置年度において、価格が下落している場合の価格の下落調整ができる特例措置が継続されているため、条文の改正などを行うほか、字句の改正をあわせて行ったところでございます。

改正内容につきましては、資料2、改正条例新旧対照表等により説明させていただきます。なお、文言整理あるいは引用法令、根拠法令の改正によります条項番号の変更等につきましては省略させていただきますので、よろしくお願ひします。

最初に、第1条による山縣市税条例の一部改正でございますが、1ページ下段から3ページ下段をごらんいただきたいと思います。

第29条の2の改正から第32条の5の5の改正は、平成21年10月支給分の年金から市民税の特別徴収が開始されることとなりますが、公的年金以外の所得がある場合には、その所得も合算して市民税を徴収できる制度となっておりますが、今回、特別徴収対象年金所得については、年金にかかわる市民税のみを徴収させる規定を設けたものでございます。

次に、4ページ下段から5ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第42条の3の改正は、医療機関の養成所において、教育の要に供する固定資産税に係る非課税措置の拡充を定めたものでございます。

次に、5ページ下段から6ページ上段をごらんいただきたいと思います。

42条の3の2の改正は、社会医療法人が救急医療等確保事業、救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児救急医療など、これらの要に供する病院、診療所について、新たな非課税とする規定を設けたものでございます。

次に、6ページ下段から7ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第7条の3の改正は、第1項は字句を追加するもので、また、第3項は、申告書の申請がおくれた場合に、市長においてやむを得ない理由があると認める場合の適用を除外することを定めたものでございます。

次に、7ページ中段から8ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第7条の3の2の改正は、個人の市民税の住宅借入金等特別控除の創設について定めたものでございます。現下の厳しい経済情勢を踏まえ、住宅投資を活性化するということから、住宅ローン控除について、個人住民税において所得税から引き切れなかった額を住宅ローン特別控除として住民税から控除するという制度を追加しております。

次に、9ページ中段から10ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第10条の2の3項の改正は、高齢者向け優良住宅の軽減措置について、新築後5年間は固定資産税の3分の2を減額するもので、この軽減措置を受けるためには、地方公共団体から建設費の補助を受けたものであることが1つの減額要件となっておりましたが、その減額要件の中に、今回、政府の補助を受けて整備したものも追加しております。

また、第6項、第7項の改正は、施行規則第7条の項番号の変更に伴うものでございます。

次に、10ページ上段から11ページ上段をごらんいただきたいと思います。

旧の附則第10条の3の改正は、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申請について、住宅や事業用建物の再建の促進に固定資産税の軽減措置を講じてきたところでございますが、適用期限が平成20年度をもって終了するため、条文の削除をするものでございます。

次に、11ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第11条の改正は、平成21年度の評価がえに伴いまして、見出しの表記が平成18年度から平成20年度までを平成21年度から平成23年度に変更するものでございます。

次に、11ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第11条の2の改正は、土地の価格の特例で固定資産税の評価がえは原則として基準年度の価格を3年間据え置くこととされておりますが、ところが、据え置き年度である平成19年度、20年度において価格が下落している場合は、簡易な方法で価格の下落修正ができることとなっております。

平成21年度の評価がえに伴い、平成18年度の評価がえに引き続き、今後、価格の下落があった場合には、据え置き年度である平成22年、平成23年においても下落修正措置を継続できることとしております。

次に、11ページ下段から12ページ中段をごらんいただきたいと思います。

旧附則第11条の2の改正は、鉄軌道用地に対する価格の特例で、鉄軌道用地の価格について、原則雑種地価格で評価していましたが、その特殊性にかんがみ、利用状況に応じた特別な価格がなされておりましたが、平成20年度をもって適用期限が終了したので条文を削除するものでございます。

次に、12ページ中段から14ページ下段をごらんいただきたいと思います。

附則第12条の改正は、宅地に対する固定資産税の特例で、平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置を平成21年度評価がえに伴い、平成21年度から平成23年度まで延長するものでございます。

次に、14ページ下段から15ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第13条の改正は、農地に対する各年度分の固定資産税の特例で、宅地と同様の趣旨から、農地に係る固定資産税についても、農業政策上の見地から税負担の負担調整を講じてきましたが、引き続き21年度から23年度まで現行と同様の特例措置を延長するものでございます。

次に、15ページ中段から下段をごらんいただきたいと思います。

附則第15条の2の改正は、特別土地保有税の課税の基準となる固定資産税の課税基準額の適用年度が平成21年度の評価がえに伴い、平成18年度から平成20年度を平成21年度から平成23年度まで延長するものでございます。また、第2項につきましては、宅地評価がえ土地取得の期限を平成24年3月31日まで延長するものでございます。

次に、16ページ上段から18ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第16条の3から附則第17条までの改正は、附則第7条の3の2の個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除が創設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、18ページ中段から19ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第17条の2の改正は、国や公共団体等に土地を譲渡した場合に、通常の税額とは

別に軽減率で課税されていることとなりますが、この税額特例が平成21年度で終了するため、適用期限を5年間延長し、平成26年度までとするものでございます。

次に、19ページ下段から20ページをごらんいただきたいと思います。

附則第18条から附則第19条までの改正は、附則第7条の3の2の個人の市民税の住宅借入金等特別税控除額が創設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。

附則第19条の2の改正は、金融税制の改正により特定保有株式が特例対象に追加されたものでございます。

次に、21ページ中段から22ページ上段をごらんいただきたいと思います。

附則第20条の改正は、租税特別措置法の法律が改正されたことに伴い、条文の項を第5項から第11項に繰り下げるものでございます。

次に、22ページ中段から23ページ中段をごらんいただきたいと思います。

附則第20条の2の改正は、第1項では、課税の特例の対象に居住者等が金融商品取引所で取引される金融商品を譲渡した場合における譲渡所得が追加されております。また、2項は、附則第7条の3の2の個人の市民税の住宅借入金等特別控除措置が創設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、23ページ中段から24ページをごらんいただきたいと思います。

附則第20条の4の改正は、附則第7条の3の2の個人の市民税の住宅借入金等特別控除が創設されたことに伴い、条文を整備するものでございます。

次に、第2条による山県市税条例の一部改正でございます。

25ページをごらんいただきたいと思います。

附則第10条の2の改正は、新築された特定優良住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました。この措置の適用を受けるためには、新築された日から初めて固定資産税が課税されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までの間に、第2項第1号から第4号の規定に基づく申請書を提出しなければならない規定を設けたものでございます。

次に、第3条による山県市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございますが、26ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第1条の改正は、第2条中の10項及び12項の削除による項番号の整備をするものでございます。

次に、26ページ下段から27ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第2条第6項の改定は、上場株式に係る課税配当所得の金額について、特例税率に金

額制限の適用を廃止し、期限を平成22年12月31日を平成23年12月31日とするものでございます。

次に、27ページ中段をごらんいただきたいと思います。

第9項の改定は、第10項及び第12項の削除による条文の整備でございます。

次に、28ページ下段から30ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第13項の改定は、上場株式に係る課税所得等の金額、譲渡益500万以下は1.8%で、それを超える場合は3%の課税でしたが、金額制限を全廃し、一律1.8%とし、期限を平成22年12月31日を平成23年12月31日とするものでございます。

次に、30ページ上段をごらんいただきたいと思います。

第14項から第16項の改定は、項番号の変更による条文整備、また、第18項の改定は、期限を平成22年12月31日を平成23年12月31日とするものでございます。

次に、第4条に係る山県市税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第2条の改正は、昨年度、寄附金控除の見直しがなされ、個人の市民税に関する措置が規定されたので、条文の文言の整備を行ったところでございます。

最後に、資料ナンバー1、提出議案8ページ、附則につきましては、第1条は、施行期日を平成21年4月1日から、改定事項のうち、施行期日を平成21年4月1日からとしないものの期日を1号から5号までそれぞれ定めております。第2条は、市民税に関する経過措置、第3条は、固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上をもちまして、補足説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤根圓六君） 続きまして、第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結についての補足説明をしてもらいます。

恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事の工事内容について御説明申し上げます。

平成22年4月1日、西武芸小学校、富波小学校、乾小学校が統合し、新たに美山小学校の開校に向け、使用する現在の西武芸小学校の校舎等の整備を、昨年度、体育館の耐震補強工事、トイレ外壁の改修、南舎給食棟の耐震補強工事、外壁、パソコン室の改修及び児童送迎用マイクロバスの駐車場の舗装等のⅠ期工事に続きまして、今年度、Ⅱ期工事を平成22年2月26日までの工期で、主に夏休みを中心に行うものでございます。

平成22年度統合による3校の児童数につきましては、西武芸小学校179人、富波小学校59人、乾小学校46人で、合計284人で、クラス編成は、全学年2クラスで、計12クラス及び特別支援学級1クラスとなる予定でございます。

工事内容につきましては、資料2の最後のページ、33ページをごらんください。

①の東教室棟につきましては、昭和48年12月建築の校舎で、構造耐震指標I s値が0.39であることから、鉄骨ブレースの設置による耐震補強、外壁改修、教員の増による職員室の改修、保健室、理科実験室等特別教室の移動、改修及び既設トイレの改修工事でございます。

②の西教室棟につきましては、昭和49年5月建築の校舎で、耐震補強、外壁の改修、教室内部の間仕切り等の改修及び児童数増による現在の西教室棟の前に2教室の増築及び児童用トイレの増設でございます。

③の渡り廊下棟については、外壁の改修及び2階建て児童用トイレの増築でございます。

④の外構整備につきましては、校舎正面玄関の急な階段の改修、スロープの設置及びサブグラウンドの整備として校舎前の駐車場を廃止し、小運動場とし、職員の目の届くところで、特に低学年児童を中心に安心して遊具等で遊ばせることのできるよう整備いたします。

以上で工事内容の説明とさせていただきます。

○議長（藤根圓六君） 御苦労さまでした。

日程第6 質疑

○議長（藤根圓六君） 日程第6、これより承第3号から議第40号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、説明のありました承第3号について、まずお尋ねします。

非常に膨大な資料が出てきているわけですが、1つは、改正の要点の中で、先ほどの説明で何点かあったんですが、その中で特に2ページから3ページの29から32条のあたりに1つ骨子があるんだろーと思いますけど、それは特別徴収について新しく法律で特殊な制度をつくったわけですが、それをつくりながら運用前にやめるという状況ですけど、どうしてこういうことになったのかというところの説明をお願いしたいということですね。

それから、もう一点ですが、市長の説明の後、担当部長から詳しく説明があってやっと全体が見えたんですが、私、きょう9時過ぎに来て、ずっと資料を見ていたけど、骨子は2点しか理解できなかった。それは私の理解力がないからかもしれないけど、この

議案って臨時議会でも市長が提案されたときに一緒に資料を送っていただけないんでしょうかね。提案者は既に何を議案として出すか決まっているわけですから、それは予算や決算のときと一緒に先に渡していただきたい。そうしないと見ることもできない。説明を聞いて、即質疑、討論、採決。それでは困るんです。それでお聞きしたいんです。これを当日朝のしか配れない理由ですね。そういうふうにはかならないんだったら、やっぱり会期を2日、3日とっていただくしかないと思うんです。その点、いかがでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

先ほども御説明しましたように、平成21年10月から年金の支給が特別控除されるんですけど、その前になぜ変更するかということでございますが、これは国からの準則にのっとりまして私のところもそのとおりに行うものでございまして、一応年金支給者の対象者が、まだ税を確定しておりませんが、大体千二、三百人を対象としておりますが、その該当者には十分PR等を行っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 今のお話にありました件につきましては、大変中身的には十分精査するには時間もかかるということでございますので、これにつきましては、今後、議会運営委員会のほうにも御連絡をし、そこで諮っていただいて対応していきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） まず、中身の部分ですけれども、国のほうがやったことなんだという趣旨だと思います。事前に住民の方には知らせますということのようですけれども、それは私もこの議場で議論したような記憶があるんですけど、やっぱり制度として非常におかしいんですね。国民、住民のサイドに立った制度改革ではなかった。制度の新しい設置ですね。その段階で自治体側も国に対して、それはちょっとおかしいんじゃないかと。やっぱりそこをきちっと伝えておくべきであったろうし、そういう経験を積んでいかないとまた同じように、つくったけれど、実施前に、あるいは実施直後にという、このところ続いていますよね、年金でも。そのあたりのところを山口市としては山県市民に対して責任がある立場で、今回のこの改正についてどのように受けとめているのかというところをお聞きしたい。

もう一点のほうの資料を早目に下さいということについて、実際に他市、他の自治体はどうしているのか御存じなんでしょうかね。私は、いろんな自治体の議員と勉強会を

やっていて、町村では当日という例はありますが、でも、今では町なんかでも当日じゃない、事前に出すところが多いと理解しています。市ではほとんど事前に招集のときに渡すというふうになっていると理解しているんですが、そういう他の自治体の例について把握しているんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 松影市民環境部長。

○市民環境部長（松影康司君） お答えします。

今、寺町さんが言われたことは十分わかっておりますので、また機会あるたびに県を通じて県のほうへお願いする予定にしています。よろしくお願ひします。

○議長（藤根圓六君） 嶋井副市長。

○副市長（嶋井 勉君） 事前に出すことをございますけれども、他市の状況については調査しておりませんので、今後調査しまして、先ほど市長が申し上げましたように、議会運営委員会と御協議申し上げながら検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 税務担当のほうでは今後ということですから、そこは願ひします。

それから、副市長の答弁ですけど、市長が議運とも相談してということの趣旨ですし、私、一応データを持っているかどうかお聞きしたのは、私が知っている他の自治体のほとんどはという例を申し上げたように、聞くまでもないことなので、別に聞いてもいいですけど、余り余分な手間をかける必要はないだろうと。そういう意味では、議運と速やかな調整を市長サイドから諮っていただければいい。議会の側はないものをくれとは言えないので、市長がつくってくださればすぐに配れるという状況ですから、そういうところに留意をさせていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（藤根圓六君） 平野市長。

○市長（平野 元君） 今お話のありました件につきましては、これからも十分検討してまいりたいと思います。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、次、3つ目の議案ですけど、議第40号ですけど、小学校の耐震工事とか大規模改造について、まず、これについて、全体の契約について見る必要があると思うんですけど、この計画は2年越しかないと思うんですけども、基本設計とか実施設計、それらはどこがやっているのかということと、それから、Ⅰ期、Ⅱ期という分け方がありますがけれども、これは基本設計とか実施設計、あるいはそういつ

たものは違う業者がやっていくのかというところですね。

それから、もう一つですけど、設計監理はどこながやっているのかということ。Ⅰ期があつたはずですから、Ⅰ期はどこながやり、Ⅱ期はどこながやるのか。同じかどうかわかりませんが、あるいはⅡ期はどこなこといつ契約するのか、あるいは既に契約したのかというところですね。多分、金額が少ないから議会に出てこないんだろうと思うんですけども。

それから、3つ目ですけど、Ⅰ期の工事自体、工事請負はどこながやっているのかというところですね。

それから、先ほど説明もありましたが、指名競争入札ということですけど、一般競争入札にしなかった理由というのは何なんでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えをいたします。

設計につきましては、岐阜県設計監理組合に委託をしましてⅠ期・Ⅱ期工事とも設計をしております。

契約については済んでおります。

それから、Ⅰ期工事につきましては、梅田建設株式会社が昨年度実施をいたしました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 局長、Ⅰ期工事の内容。Ⅰ期工事はどこなことどこながやったという説明。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 失礼しました。

Ⅰ期工事の内容につきましては、昨年度、梅田建設株式会社が実施をしまして、先ほど申し上げましたように、体育館の耐震補強工事、トイレ外壁の改修、それから、南舎給食棟の耐震補強工事、外壁、これは塗装が主ですけども、外壁の改修。それから、2階のパソコン室の改修、それから、校舎裏のグラウンドの駐車場の北側を送迎用のバスの回転場、駐車場として舗装工事を行いました。

以上でございます。

○議長（藤根圓六君） 一般競争入札にしなかった理由。

林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 4点目の御質問の一般競争入札にしなかった理由でございますけれども、山県市の一般競争入札の実施要領というのがございまして、これは一定の資格要件を満たした者に対する条件つき一般競争入札ということでございますけれども、

これを工事の対象といたしましては、土木工事と建設工事と設備工事に分けておりますけれども、この基準によりますと、土木では7億、建設では10億、設備では5億という基準を持っております。こういった基準に照らしたものでございますし、また、その受注希望者の能力ですとか、実績、信用などを指名する段階で判断することができますので、受注者の能力不足ですとか、信用度の欠落によりますトラブル等を防ぐために指名競争入札としたものでございます。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 教育委員会のほうにそうですね、先ほど答弁漏れがあったと思うんですけど、設計監理はⅠ期とⅡ期一緒だからという趣旨の答えだったんですが、そうであるなら、2年前、昨年ですか、Ⅰ期、Ⅱ期まとめて契約したのか、岐阜県の設計監理協同組合ですよね。まとめて一括最終までの契約をしたのか、年度に切ってことし契約するのか、したのか。いつしたのかというところの質問だったんですよ。最初に全部やりましたというならそういうふうに答えて。

それから、関連してですが、設計監理の委託料の金額、これは一括で割れないならその金額、Ⅰ期、Ⅱ期に分けられるようなら分けて説明してください。

それから、工事についてですけど、工事の委託料は、Ⅰ期のほうは梅田建設ということでしたが、幾らだったんでしょうか。今回は2億ちょっとですね。

それと、総務部長の答えですけど、一般的な市の要綱に従ってということですけど、具体的に今回12社を選定していて、2社は辞退をしたということですけども、ともかく12社を山県市が選んだ理由ですね。いろんな建設の業者がいる中で、12というふうに山県市が今回絞り込んだ理由、具体的な絞り込み理由というのはどこかに線があるんでしょうか。

○議長（藤根圓六君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

設計監理につきましては、設計監理及び工事につきましてもですけども、Ⅰ期工事とⅡ期工事については別々の発注でございます。

それで、工事の内容につきまして、特に学校ですので、夏休みを中心に実施することがございますので、2期に分けて工事を発注したものでございます。

昨年度のⅠ期工事の契約金額につきましては、梅田建設株式会社ですけども、税抜きの4,850万円でございます。

設計監理の金額につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（藤根圓六君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 業者が12社になった、その選定の理由でございますが、これは必然的に12社になりまして、選定の理由といたしましては、県内に本店、支店を有する業者のうちで、経営事項の審査によりまず経営状況の分析の点数が500点以上で、かつ経営状況の分析の結果と経営規模等の評価の結果により算出された各項目を総合的に評価した総合点数、よく経審とっておりますけれども、この経審の点数が870点以上の業者を選定したことによりまず、そうしたことから12社になったものでございます。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） それでは、まず、今の総務部長の答えですけど、経審の点数とか、県内に本支店があるとかということでしたけど、最後の総合点数が870点という点数を山田市が線引きとしたことによってこの12社になったということなのか、つまり、例えば900点とか930点にしたら変わったのかということですね。

それとも、この程度の工事内容であればどこもそのようにするというスタンダードな自治体の横並びのレベルがあって、山田市がその870としたのかということ。例えば、他の周辺の自治体で、この程度の学校、2億、3億の工事をしたいというときにこのような870点程度にするという目安があるのかどうか、そのあたりをお答えいただきたい。

それから、それ以前の設計監理とか工事についてですけども、きょういただいた議案の資料の入札結果をまとめた表です。市長が請負率は82.9%でと、ここの数字を読み上げられて、あと、ここに書いていないですけど、口頭で落札率が88.5%でしたね。そう説明されました。これは資料をつくるときにぜひ落札率の数字もここに入れてほしかった。先ほどちょっと手で計算しましたけれども、その数字はぜひ今後は落札率も入れていただきたいんですが、ともかくこの金額を見ますと、設計金額が2億4,000万何がし、予定金額2億2,800万というふうに数字が出ています。これに関して、教育委員会が市長に対して予算要求をする資料というのがあるんですけど、それを見ると、結局先ほどの岐阜県設計監理協同組合がつくった見積書があります、ことしのⅡ期工事の。それに2億5,005万7,500円という合計額が出ていて、多分それに基づいて教育委員会の予算要求額が2億5,000万円というふうだったんですよ。10月24日です。それに対して市長が最終的に決めたのが2億3,000万円なんですよ。設計金額2億4,000万と2億5,000万、すごく似ているなと思って先ほど見ていました。予定価格2億2,800万ですよ。市長が予算査定で出した2億3,000万、ぴったし近く私には見えるんですけども、そのあたりについて、行政って大体そうやって目安を決めているのかなというふうに受け取りたくなるんです。

通常、旧高富から山口市になって、設計金額の何%か足切りして予定価格にしますというようなことは聞いていた、データの的にもそうだったんですけども、今回はまたちょっと違う数字かなと思って見てみますけど、要は予算要求から市長の予算査定額と、それから、2年間の設計監理をしている業者の見積書、明細書、設計内訳、明細書と書いてありますけど、これの数字が非常に関連性が合っている。

よく談合とか事件になるとき、行政はともかく、業者間で数字の調整がされていくときというのは、やっぱり設計監理を最初に受けたところから情報が流れていくというのはよくあるパターンなんですよね。そこに行政がかんでいるとは言いませんよ。業界の構造上、設計したところに行って話を聞いてきて、金額を大体めどをつけて、どこがやろうという調整をしてくる。これが普通のパターンだというのはよく言われているんですが、今回、この結果とかいろんなデータを見てみると、そのとおりにおさまっているのかなと見えてしまうんですが、そのあたりについて市としては不自然さを感じていないのかなということですね。そのあたり、どうでしょう。今後のこともありますので、一度答えていただきたい。

○議長（藤根圓六君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 3点目の御質問でございますが、まず、総合評点が870点という点数の設置でございますけれども、これは他の市町村との比較は行っておりませんが、従来から市で行っております選定委員会で業者の並びを見まして、選定委員会の決定事項でございます。

そして、もう一つの予算の設計ですとか、予定価格と、それから、最終的に請負金額が入札で決まるわけでございますが、その不自然さということをおっしゃるけれども、よく内容が理解できないんですけども、どういった並びで不自然なのか、私には理解できません。

○12番（寺町知正君） 議長、説明していいですか。わからないからということだから説明を補足したい。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） ごめんなさい、言葉が足りないかな。

きょういただいた議案の資料、後ろから2ページ目ですけど、ここに設計金額、いわゆる山口市が今回の指名競争入札に出すに当たって設計金額を出した金額が2億4,453万4,500円ですよね。これのもとになると想像されるのが昨年の秋に今回2年間続きで設計監理をしている岐阜県建築設計監理協同組合がつくった見積書。合計額、総合計が2億5,005万7,500円という見積書があるわけですね。これをもとに多分予算がつくられて

いる。最終的に、もちろんこの設計監理協同組合と調整した上で設計金額が出たのかもしれない、あるいは山口市がつくったのかもしれない。ともかく数字が非常に、2億5,005万円と2億4,453万円、非常に近いですよ。ということ。

それから、さらに、教育委員会が10月に出した金額が予算要求ですが、1月27日に市長が最終的に査定した金額が2億3,000万円の予算なんです。3月の議会で一応これは出ていますけど、じゃ、今回の入札に当たって、市が入札前に決めたという予定価格は2億2,890万。これは予算だからある意味似ていても当然ですけども、そういったことをきちっと見た上で最終的に請負金額という入札価格ですよ、ここが出てきているんじゃないかと。流れがすごくおさまっているなと思っていて、業者の間で話の調整がないとは思いませんかと、発注者として。そのあたりのことの不自然さの認識は持たないんでしょうかということ。

○議長（藤根圓六君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） この予定価格の設定につきましては、あくまでも設計金額に対する予定価格でございまして、その中で最低でも予算は確保されていなければなりませんので、その2つを設計金額に対する予定価格で予算が確保されていることを前提に定められたものでございまして、大体こういった規模の工事であれば何%ぐらい切ったらいのかということでの数字でございしますので、そういった疑念は抱いておりません。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

14番 小森英明君。

○14番（小森英明君） 議第40号の件ですけど、この指名競争入札で12社が入っているわけですけど、この中には山口市に本社がある会社というのは何件あって、そのほかにこの指名競争入札に加えられていない会社が山口市には、資格のある会社は何件あるのか、お伺いします。

○議長（藤根圓六君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 1点目の御質問の12社のうち市内に本社が設置されておりますのは、12番目の梅田建設株式会社でございます。

もう一点、この12社に含まれる資格のある会社という御質問でございますが、資格がないから12社に外れたわけでございます、資格のある会社で外れた会社はございません。

○14番（小森英明君） 山口市内には。

○総務部長（林 宏優君） そうです。先ほど御説明いたしました、まず、県内に本店と支店があるということでございますので、そして、総合評点が経審で870点、そして、経

営状況の分析の点数が500点以上ということでございますので、この中に入っていた会社は梅田建設1社でございましたので、そのほかにはございません。

○議長（藤根圓六君） 2番 石神 真君。

○2番（石神 真君） それでは、今の第40号のほうでちょっと質問しますが、今までこうして見ていると、入札金額に低価格を設けていないところがありますが、最低価格を設けない理由はなぜでしょうかと、1点お伺いしたいと思います。よその市には、割かし最低価格を設け、最低価格を切って入札金額を入れるようなところもあるという話がありますので、その点について、山口市が最低価格を設けない理由を1点お聞かせ願います。

○議長（藤根圓六君） 林総務部長。

○総務部長（林 宏優君） 本市におきましては、余り最低価格を設定いたしまして入札をした経緯はございませんが、ないというわけではございませんけれども、山口市ではございませんが、私の記憶しておる範囲内では、1件、最低価格を設けて入札を行いました。その他もろもろにつきましては、最低価格は設置しないで入札を行っておりますし、また、前回の美山中学校の建設の折にも最低価格は設定しておりませんので、そうしたことから最低価格の設定はしなかったわけでございます。

○議長（藤根圓六君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、承第3号から議第40号までの質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承第3号から議第40号までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、承第3号から議第40号までは委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

○議長（藤根圓六君） 日程第7、これより承第3号から議第40号までの討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 討論はないものと認めます。これもちまして、承第3号から議第40号までの討論を終結いたします。

日程第8 採決

○議長（藤根圓六君） 日程第8、ただいまから採決を行います。

承第3号 山県市税条例等の一部を改正する条例の専決処分について、本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議第39号 山県市高富財産区管理委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議第40号 西武芸小学校耐震及び大規模改造Ⅱ期工事請負契約の締結について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤根圓六君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○副議長（後藤利徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議長の藤根圓六君より議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

地方自治法117条の規定により、藤根圓六君の除斥を求めます。

〔藤根圓六議員 退場〕

○副議長（後藤利ヲ君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

○副議長（後藤利ヲ君） お諮りいたします。

藤根圓六君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、藤根圓六君の議長の辞職を許可することに決定しました。

藤根圓六君の入場を許可します。

〔藤根圓六議員 入場〕

○副議長（後藤利ヲ君） ここで、藤根前議長の退任のごあいさつをお願いします。

○13番（藤根圓六君） 議長辞職に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ちょうど1年前のきょうと同じ日に皆さんの御推挙をいただきまして、議長職をさせていただきました。振り返ってみますと、自分としましてはちょっと大役やったかなといろいろ反省点ばかりでございますが、しかし、議員の皆さん、そして、執行部の皆さんのおかげをもちまして、きょうの日を迎えることができました。本当にありがとうございました。特に、議会事務局の皆さんには大変お世話になりましたことを重ねてお礼を申し上げます。

今後は、一議員として同じように緊張感を持って、山口市発展のために精進する覚悟でございますので、今後とも御指導のほどよろしくをお願いします。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○副議長（後藤利ヲ君） 御苦労さまでございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（後藤利ヲ君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人の指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 上野欣也君、2番 石神 真君を指名いたします。

議長の選挙を行います。

投票用紙の配付をいたします。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○副議長（後藤利ヲ君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○副議長（後藤利ヲ君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（後藤利ヲ君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（後藤利ヲ君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤利ヲ君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上野欣也君、石神 真君、立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○副議長（後藤利ヲ君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。

有効投票中、後藤利ヲ16票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、私、後藤利ヲが議長に当選いたしましたので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤利ヲ君） 一言お礼を申し上げます。

ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、私が議長に当選をさせていただきました。大変ありがとうございました。

私も非常に不慣れな点が多々あろうかと思えます。今後は、皆様方のお力をおかりいたしまして、頑張って進んでいきたいと、かように思っております。今後は、議会の運営、そして、議会が融和に進みますことを念頭に置いて頑張っていきたいと思えます。そしてまた、議員の皆様方とともに山県市の発展のために一生懸命頑張って尽くしていきたいと、そんなふうを考えておりますので、今後とも皆様方のいろいろ御指導、御鞭撻を賜りますことを心からお願い申し上げます、議長の就任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいま副議長が議長に就任しましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番 杉山正樹君、4番 尾関律子君を指名いたします。

副議長の選挙を行います。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（後藤利ヲ君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤利ヲ君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

杉山正樹君、尾関律子君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（後藤利ヲ君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。

有効投票中、影山春男君15票、谷村松男君1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、影山春男君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいま副議長に当選されました影山春男君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。

影山春男君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○副議長（影山春男君） ただいまは、皆さんの御推挙により副議長という大役を担うことになりました。もともと、私、本当に未熟者でございますが、皆様方の温かい御指導、御協力によって、議長の補佐役としながら頑張っているつもりでございます。どうかよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

日程第9 常任委員会委員の選任について

○議長（後藤利ヲ君） 日程第9 常任委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、総務文教委員会委員に、尾関律子君、横山哲夫君、宮田軍作君、武藤孝成君、小森英明君、後藤利ヲ。

産業建設委員会委員に、石神 真君、田垣隆司君、谷村松男君、影山春男君、寺町知正君。

厚生委員会委員に、上野欣也君、杉山正樹君、藤根圓六君、村瀬伊織君、久保田 均君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、平成22年4月以降において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の任期は、平成22年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、各常任委員会で正副委員長を選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

総務文教委員会は第1委員会室、産業建設委員会は第2委員会室、厚生委員会は全員協議会室で選出をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時55分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

総務文教委員会委員長、小森英明君、副委員長、尾関律子君。

産業建設委員会委員長、田垣 隆司君、副委員長、石神 真君。

厚生委員会委員長、村瀬伊織君、副委員長、杉山正樹君。

以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議第40号に対する寺町議員の質疑で答弁漏れとなっている件につきまして、教育委員会事務局長に答弁を求めます。

恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） 先ほどの質疑の回答を答弁させていただきます。

平成19年度にⅠ期、Ⅱ期2年分の補強計画実施設計の委託料の金額は1,188万4,950円でございます。

それから、平成20年度の管理料につきましては159万6,000円でございます。本年度21年度のⅡ期工事の管理料は309万7,500円でございます。

以上でございます。失礼しました。

○議長（藤根圓六君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 先ほどお答えがなかったので、そのこと、1点だけ確認したいんですけど、通常1年単位の自治体が2年の工事ということで、最初にまとめて全部の設計をした。だけど、管理料は1年、2年という概念があるということですけど、非常に変則的なんですけど、これって議会で細かく議案として出てきたような記憶はないんですけども、入札、随契、それとも、どういう形で、先ほども申し上げたけど、岐阜県の建築設計監理協同組合ですか、ここに市が出したのかということ、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（後藤利ヲ君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） その件につきましては、随契で岐阜県建築設計監理協同組合のほうへ出しております。これにつきましては、学校の工事ということで、特に夏休みを中心に工事をするということで、近年、特に耐震工事が全国的に数段増えているということで、第三者機関の検査が必要なこともありまして、早くやらなければならないということがありましたので、設計監理組合におきましては、いろんな技術を持った業者がございまして、そういう点で設計監理組合のほうへ随契でお願いしたという経緯でございます。

以上でございます。

○12番（寺町知正君） 議長。

○議長（後藤利ヲ君） 寺町知正君、これは再々で、先ほどのあれで終わっておりますの

で。

○12番（寺町知正君） 先ほど答弁をいただいたら僕はその中で順番にできた。それはちょっと答えられませんと言ったから後でと。

じゃ、もう一回だけお願いします。

○議長（後藤利ヲ君） 12番 寺町知正君。

○12番（寺町知正君） 最後にしますけど、随契という1,180万ほどという非常に大きな、しかも、設計を随契に出すということは通常ないですよ。聞いたこともないです。だから、耐震ということの説明がありましたけど、それほどに特殊なんですかね。ちょっと聞くところによると、この組合には通常によく自治体が出す大建だとかいろいろなどの設計も入っている組合だということだとすると、ここに随契でぽんと出すということの必然性がわからない。

県内の通常的设计をする業者たちが構成している組合であれば、通常のように競争性のある入札制度を適用してもいいんじゃないかな。それが本来の姿じゃないかなというふうにこの額を聞いて思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

○議長（後藤利ヲ君） 恩田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（恩田 健君） その件につきましては、先ほども申し上げましたように、近年、特に耐震工事というのが増えてきて、そのノウハウを持った業者が設計監理組合には多いということ、それと、緊急に短期間にやらなければならないということがありまして、組合のほうに随契でお願いしたわけですが、今後、この件につきましては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

日程第10 議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤利ヲ君） それでは、日程第10、議会運営委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、田垣隆司君、藤根圓六君、小森英明君、村瀬伊織君、久保田 均君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、平成22年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の任期は、平成22年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

これより、議会運営委員会で正副委員長の選出をお願いします。

第1委員会室で選出をお願いします。

暫時休憩いたします。

午後1時06分休憩

午後1時14分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に議会運営委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長、久保田 均君、副委員長、藤根園六君。

以上であります。

日程第11 特別委員会委員の選任について

○議長（後藤利ヲ君） 日程第11、特別委員会委員の選任について。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員に、石神 真君、尾関律子君、横山哲夫君、宮田軍作君、谷村松男君、影山春男君、寺町知正君、村瀬伊織君。

行財政改革推進特別委員会委員に、上野欣也君、杉山正樹君、田垣隆司君、武藤孝成君、藤根園六君、小森英明君、久保田 均君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま選任されました特別委員会委員の任期は、平成22年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、平成22年4月以後において開かれる最初の議会の招集日の前日までと決定いたしました。

各特別委員会で正副委員長の選出をお願いいたします。

委員会開催場所の指定をいたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会は第1委員会室、行財政改革推進特別委員会は第2委員会室で選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時17分休憩

午後 1 時32分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、報告いたします。

東海環状自動車道及び幹線道路整備促進特別委員会委員長、横山哲夫君、副委員長、石神 真君。

行財政改革推進特別委員会委員長、藤根圓六君、副委員長、杉山正樹君。

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後 1 時33分休憩

午後 1 時34分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に岐北衛生施設利用組合議員の議会選出議員、田垣隆司君から辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

地方自治法117条の規定により、田垣隆司君の除斥を求めます。

〔田垣隆司議員 退場〕

○議長（後藤利ヲ君） 事務局、辞職願の朗読を願います。

（事務局朗読）

○議長（後藤利ヲ君） お諮りいたします。

田垣隆司君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、田垣隆司君の岐北衛生施設利用組合議員の辞職に同意することに決定をいたしました。

田垣隆司君の入場を許可します。

〔田垣隆司議員 入場〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員が欠員となりました。
お諮りいたします。

この際、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、岐北衛生施設利用組合議員の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番 横山哲夫君、6番 宮田軍作君を指名いたします。

岐北衛生施設利用組合議員の選挙を行います。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔確認〕

○議長（後藤利ヲ君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（後藤利ヲ君） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。1番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

横山哲夫君、宮田軍作君、立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（後藤利ヲ君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、有効投票16票、無効投票ゼロ。

有効投票中、石神 真君15票、寺町知正君 1 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、石神 真君が岐北衛生施設利用組合議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（後藤利ヲ君） ただいま岐北衛生施設利用組合議員に当選されました、石神 真君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

石神 真君、当選承諾及びあいさつをお願いします。

○2番（石神 真君） ただいま岐北衛生施設利用組合の議員に御推挙いただきましてまことにありがとうございます。微力ではございますが、当組合の発展のために力いっぱい努力してまいりたいと思います。

何とぞよろしく願いをいたしまして、私のあいさつとかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔拍 手〕

○議長（後藤利ヲ君） 暫時休憩いたします。

午後1時45分休憩

午後1時46分再開

○議長（後藤利ヲ君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長から追加議案が提出されております。

お諮りいたします。

議第41号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、議第41号 山県市監査委員の選任同意についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

地方自治法117条の規定により、谷村松男君の除斥を求めます。

〔谷村松男議員 退場〕

○議長（後藤利ヲ君） 事務局、議案の朗読を願います。

（事務局朗読）

○議長（後藤利ヲ君） 平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

○市長（平野 元君） ただいまは、後藤利ヲ議員が議長に、影山春男議員が副議長にそれぞれ選出されました。まことにおめでとうございます。今後の御活躍を御期待申し上げる次第でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして御説明申し上げます。

議第41号 山口市監査委員の選任同意につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員2名のうち1名は議会議員から選出することとなっておりますので、谷村松男議員を選任いたしたく同意を求めるものでございます。

谷村松男議員は、山口市梅原2614番地にお住まいで、御承知のとおり、人格は極めて高潔で、本市の財務管理及び事業経営等につきまして、知識、経験も豊富で適任者でございます。

十分な御審議を賜りまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤利ヲ君） 市長の提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第41号の質疑を終結いたします。

ただいまから討論を行います。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結します。

ただいまから採決を行います。

議第41号 山口市監査委員の選任同意について、本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤利ヲ君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

谷村松男君の入場を許可します。

〔谷村松男議員 入場〕

○議長（後藤利ヲ君） 以上で、本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議はこれで閉じ、平成21年第1回山口市議会臨時会を閉会します。ありがとうございました。

午後1時53分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 藤 根 圓 六

山口市議会議長 後 藤 利 ヲ

山口市議会副議長 後 藤 利 ヲ

2 番 議 員 石 神 真

6 番 議 員 宮 田 軍 作